

2026年5月29日

監事監査報告書

学校法人 沖 永 学 園
理事会 御中
評議員会 御中

監 事 安西 信雄

監 事 三谷 章

私たちは、私立学校法第52条第1項及び学校法人沖永学園寄附行為第28条の規定に基づき、学校法人沖永学園の2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の職務執行の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から職務執行の状況の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人からの監査実施状況についての報告を受け、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について検討するなど、必要と認められる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人沖永学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類及びその附属明細書、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録は、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務及び財産の状況並びに理事の職務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上